

苦小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和6年12月24日 ～ 令和7年1月24日 （32日間）

意見提出人数 6人

提出意見件数（項目） 18件（17項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) 地域の指定について、条例であげられている地域に加えて、苦小牧市に現存するミズナラを主体とする良好な自然林は太陽光発電所の目的である CO2 削減に最も有効な森であるため本末転倒にならぬよう、このような森を伐採し建設することは認めない。 を加えてください。	本条例第9条第11号で規則の定める区域として、森林生態系からなる自然環境の維持や野生生物の保護等に資する目的の保護林を禁止区域として指定する予定ですが、植苗ミズナラ希少個体群保護林も含まれます。 また、森林法に基づく林地開発許可や伐採及び伐採後の造林の届出等、その他の法令により定められている諸手続きに加えて、本条例で事前協議を義務付けることで、市も事業について把握し事業開始前に調整することができるため、無秩序な開発による森林伐採がされぬよう運用していきたいと考えているところです。 ※この意見提出者は市民ではありませんが、自然環境の観点から回答するものです。	D
2	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) 何十年、何百年という時間をかけて出来上がった森は、非常に生産性が高く、あらゆる動植物を育んでいます。その森を	私たちの生活を支える電気を使用していく上で、その由来を化石燃料から再生可能エネルギーへシフトしていくことは、地球温暖化対	D

	切り開いてまで本当に電気が必要なののでしょうか？ 「再生可能エネルギー」という言葉にも違和感があります。森を伐採し、動植物の再生を阻んでおきながら、何をもって「再生可能エネルギー」と称しているのか、理解に苦しみます。 新聞報道では、泊原発の再稼働もゴーサインが出そうとのこと。であればもはや、太陽光も風力発電も不要なのでは？もし、太陽光・風力発電をより充実させるなら、原発の再稼働を止めるべきだと思います。 そもそも、太陽光・風力・原子力、全てを増やしてまで、何のために、そんなに電力が必要なのかが分かりません。 本当にそんなに電力は不足しているのでしょうか？ それより、市民に節電を呼びかけ、今、供給できる範囲の電力をどのように配分し、効率的に使っていくかを議論することこそが、真の「エコ」なのではないでしょうか？ 環境にやさしいエネルギーを使用することには賛成ですが、安易な太陽光・風力発電施設の建設は大きな問題だと考えています。 昨今の太陽光発電の乱立ぶりには目を覆うばかりです。 私が住む樽前地区は市街化調整区域ですが、移住希望者には家がなく、家の増築もできず、太陽光発電ばかりがどんどん増えています。 短期的に見れば、土地を売って現金化したい人、工事を請け負う業者、にはお金が入るでしょう。しかしそれが、本当に苦小牧の、人類の未来に寄与するのでしょうか。 人類の未来を見据えたエネルギー改革ではなく、単に工事が	策として不可欠であると考えています。 一方で、本条例の目的には、安易な再生可能エネルギー施設の建設を未然に防止することもあり、その観点からも本条例の制定が必要であると考えています。 なお、本市が目指すゼロカーボンシティの実現のためには、自然環境等と調和した再エネの導入とともに、不要な電気使用を抑制する省エネの取組みも大変重要であり、その市民啓発活動にも、さらに力を入れていきたいと考えています。	
--	---	---	--

		したいだけのように思えてなりません。 今回の条例が謳う「環境への配慮」が、結局は蔑ろにされ、逆に「再生可能エネルギーを推進する」この条例があるから太陽光・風力発電施設を堂々とどんどん増やすことができる、というお墨付きに利用されないかが、不安でたまりません。 短期的な経済的利益を追求することで、人類は迷走し、地球環境は危機に瀕しています。 「再生可能エネルギー」という言葉の耳障りの良さを武器に、自然破壊を続けることは厳に慎むべきです。 私は昨年、東京から樽前に移住しましたが、それはこのエリアの自然が世界的にみても素晴らしいものだったからです。大地も空も、風も水も、誰のものでもありませんし、人間だけのものでもありません。 私は、本条例は不要と考えます。 それより、電力をどれだけカットし、節約していくか、という点で、苫小牧市が全国をリードする革新的な存在になることを願っております。		
3	1	(原文・整理要約 有・無) 第4条、第5条共ガイドラインによる具体例を付す。 (安全かつ良好とは、土地を適正に管理とは)	本条例ガイドラインを策定する際に、具体的に示したいと考えています。例えば、土砂の流出や崩壊、雑草の繁茂などについて記載したいと考えています。	C
4	2	(原文・整理要約 有・無) 第9条 禁止区域の指定は私有地も含められないでしょうか？特に苫小牧市の自然環境保全地区に隣接するようなどころは重要だと思います。	私有地を禁止区域とすることは、財産権との兼ね合いで慎重であるべきと考えますが、条例を運用する中で事前協議を義務付けることで、市も事業について把握でき、禁止区域隣接地等の民有地に対し	D

			ても市が仲介する形で調整したいと考えています。	
5	1	(原文・整理要約 有・無) 第14条 維持管理の項に「自然災害」への対応を加える。事故防止と安全確保のため重要です。	本条例施行規則で定める維持管理計画書の中で、災害対応について記載を求めることを検討します。	C
6	1	(原文・整理要約 有・無) 太陽光・風力発電は環境を破壊してしまって市民に迷惑だし、近年は財政難が続いてて、これ以上太陽光・風力発電の建設・更新は多額の費用が掛かって税金が無駄になるから、そろそろ多額の費用が掛かるとして太陽光・風力発電の建設をストップさせたいので、そのことを北海道、総務省、内閣官房、内閣総理大臣にメールを送ったから、そろそろ太陽光・風力発電計画を中止させないとダメだ!! そろそろ建設・更新に多額の費用が掛かるとして太陽光・風力発電計画を中止させるために本当に何とかしてください。	意見提出者が匿名であり市民であるか不明ですが、本条例案と無関係である意見と判断し、回答は控えます。	D
7	1	(原文・整理要約 有・無) ■第2条 「自然環境等」が物理的な環境だけでなく生物学的な環境（生物多様性）も含むことを定義すべき。	第1条の条文中の「豊かな自然環境」という表現の中に、生物多様性も含まれているということで考えています。	B
8	1	(原文・整理要約 有・無) ■第4条 事業期間中、事業者は発電設備や事業地域内の安全を確保するだけでなく、自然環境等に与える影響が事前予測の範囲を超えていないか確認する責務があることを明記すべき。	事業規模が様々であることから一様にご意見にある責務を課すことはできませんが、第14条の維持管理に関する報告の中で、発電設備及び事業区域内の状況が確認できる写真を毎年度提出するよう求めることに加え、事案によって状況も違うため個別対応できるよう「その他」欄を設けることを検討していきます。	C
9	1	(原文・整理要約 有・無) ■第8条および9条	本条例の基礎資料とした苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支	D

		国有地や公有地を対象にした禁止区域と、その他の届出でよい区域の２区分だけでは、自然環境保護上の実効性が低いと考えられる。自然環境上重要な場所であっても、民有地等であれば財産権を制限する禁止区域には入れられないことは理解できる。そこで、禁止区域と届け出の区域の間に、許可制の抑制区域を入れて、３重の構造とすることをご検討いただきたい。抑制区域に、希少な動植物の生息地域などを入れて、きちんとした保全措置ができていないときは許可しないような構造にすると、財産権にも配慮した上で自然環境保全に有効な条例にできると考える。参考に、那須塩原市の条例を添付する。抑制区域は第７条に規定されている。なお、抑制区域には、下記の区域を含めるよう規則で定めるべきである。 ①重要野鳥生息地（IBA） ②生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA） ③生物多様性の観点から重要度の高い湿地の選定地（ウトナイ湖・勇払原野） ④苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップ非公開版で示されている希少種の繁殖地	援マップでは、再エネの最大限の導入促進と自然環境や生活環境の保全との両立を図っていくため、調和のとれた再生可能エネルギー施設の導入を支援することを目的として、法令や環境・社会面から再エネ施設の立地に際して保全や調整が必要となる様々な関連情報を地図上で重ね、立地を促進しうる「促進検討エリア」、導入は可能であるが調整事項のある「調整エリア」、防災・環境保全を最優先とする「環境保全エリア」の３つのエリアを示しています。本条例第８条及び第９条の禁止区域は、これらのエリア分けを超えて再エネ設備の立地をしてはいけないところを指定します。ご提示いただいた①～③のエリアについては、苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップで促進検討エリア又は調整エリアと整理しており、大幅に規制や緩和の考え方を変更するものではないと考えています。 ④のエリアについては、第１０条の運用の中で事業が開始される前の事前協議を義務付け、市が仲介する形で野鳥の専門家に意見を求め、その結果を報告させるような仕組み作りを検討していきます。	
10	1	（原文・整理要約 有・無） ■第１１条 届出をした事業者に対して、「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（北海道）」に則って自然環境等への配慮事項を検討し、指導又は助言を行うこと。	「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（北海道）」は、市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではないとされています。 このため本基準に則った自然環境等への配慮事項で指導又は助言	D

			するとした場合には、実質的な規制となってしまう、事業者の負担増が見込まれることから、あくまで今後の運用における参考とします。	
11	1	(原文・整理要約 有・無) ■第 20 条および 21 条 勧告に従わない事業者に対して、公表だけではなく罰金・過料等も課すべき（愛知県瀬戸市、兵庫県神戸市の条例には記載あり）。	罰則規定については、現段階で考えておりませんが、今後、条例を運用していく中で、重大なトラブルや問題があった時に検討していく可能性はあります。	D
12	1	(原文・整理要約 有・無) ■附則の経過措置 本条例の制定後には、苫東厚真風力発電事業についても届出の対象とすべき（変電設備および蓄電池設備が苫小牧市にかかるため）。	付属設備だけが本市の行政区域内に入る場合でも対象事業になります。	B
13	1	(原文・整理要約 有・無) ■全体について 市内には希少な鳥類が数多く生息することから、今後ガイドラインや規則等を策定する際、これらへの影響を回避する視点を持って検討いただきたい。	本条例施行規則やガイドラインを策定する際に参考にさせていただきます。	C
14	1	(原文・整理要約 有・無) 再生可能エネルギー源の対象か太陽光と風力しかない、計画にはないかもしれないが、バイオマスなどもありうるのではないですか？	バイオマス発電事業は、環境関連法令等に該当してくることから、本条例においては法令等の制限が適用されない太陽光発電及び風力発電を対象事業としています。	D
15	1	(原文・整理要約 有・無) 第 3 条の 2 自然環境の～周辺関係者の理解を求める～が事業推進の為の圧力にならないようにして欲しい。	第 3 条第 2 項は、市が再生可能エネルギー発電事業を実施する際には、民間事業者と同様に当然として事業者の責務を果たさなければいけないという趣旨です。	C
16	1	(原文・整理要約 有・無) 10kw 以下を対象にしないのはなぜですか？	一般的に 10kW 未満は家庭用とされており、基本的には屋根置きや	E

			建築物の敷地内に設置されることがほとんどであると考えられます。もし家庭用の太陽光発電設備も届出の対象とした場合に、一般住宅における太陽光発電の普及が抑制されることが懸念されます。なお、国で定める「太陽光発電の環境配慮ガイドラインにおける対象事業に準拠しています。	
17	1	(原文 ・整理要約 有・ 無) 情報公開が正しく行われることを願います。	本条例に基づき市が取得した情報については、苫小牧市情報公開条例に基づいて適切に取り扱っていきます。	B

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。